

静岡市規則第11号

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成25年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「の申請書及び省令第5条の10の2第1項」を「、第5条の5の2の2第1項、第5条の10の2第1項及び第5条の10の2の2第1項」に改め、同条第2項中「において」の次に「読み替えて」を加える。

第29条を次のように改める。

第29条 省令第9条の2第2項第15号（省令第10条の12第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する省令第9条の3第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面又は省令第10条の4第2項第9号（省令第10条の16第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する省令第10条の4の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面は、特定不利益処分を受けていない旨の誓約書（様式第38号）によるものとする。

第33条から第35条までを削る。

第32条中「省令第9条の2第2項第10号（省令第10条の9第2項、第10条の12第2項又は第10条の22第2項において準用する場合を含む。）、第11条第6項第11号」を「省令第11条第6項第11号」に改め、同条を第35条とする。

第31条中「省令第9条の2第2項第7号（省令第10条の9第2項、第10条の12第2項又は第10条の22第2項において準用する場合を含む。）、第11条第6項第8号」を「省令第11条第6項第8号」に、「資産調書」を「資産に関する調書」に改め、同条を第34条とし、同条の前に次の1条を加える。

第33条 省令第11条第6項第6号の当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、省令第12条の9第3項第6号の変更後の産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類又は第12条の11の12第2項第2号、第12条の11の13第2項第3号ロ若しくは第12条の12第2項第3号の当該産業廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を

記載した書類は、産業廃棄物処理施設等資金総括調書（様式第39号の2）によるものとする。

第30条中「省令第9条の2第2項第5号（省令第10条の9第2項、第10条の12第2項又は第10条の22第2項において準用する場合を含む。）又は第10条の4第2項第7号」を「省令第10条の4第2項第7号」に、「産業廃棄物処理業等資金総括調書」を「産業廃棄物処分業資金総括調書」に改め、同条を第32条とし、第29条の次に次の2条を加える。

第30条 省令第10条の4第2項第1号（省令第10条の9第3項、第10条の16第2項又は第10条の22第3項において準用する場合を含む。）の事業計画の概要を記載した書類は、産業廃棄物処分業等事業計画概要書（様式第38号の2）によるものとする。

第31条 省令第10条の4第2項第4号（省令第10条の9第3項、第10条の16第2項又は第10条の22第3項において準用する場合を含む。）の当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類は、処分後の産業廃棄物等処理方法書（様式第38号の3）によるものとする。

第36条を次のように改める。

第36条 削除

第50条中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改める。

様式第2号その1及び様式第3号その1中

「

搬入時間	(平日) 8:30~11:30 13:00~16:00	を
	(土) 8:30~11:00	

」

「

搬入時間	(平日) 8:30~12:00 13:00~16:00	に
	(土) 8:30~12:00	

」

改める。

様式第14号第4面（注）8及び様式第15号第4面（注）8中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

様式第23号（裏）中

「

埋め立てた廃棄物の種類及び数量及び性状	種	類	数量 (m <sup>3</sup> )	性	状	を
---------------------	---	---	----------------------	---	---	---

」

「

埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状	種	類	数量（m <sup>3</sup> ）	性	状

に

」

改める。

様式第24号（表）中「第9条の3第11項において」の次に「読み替えて」を加え、

「

埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種	類	数	量（m <sup>3</sup> ）

を

」

「

埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種	類	数	量（m <sup>3</sup> ）

に

」

改め、同様式を様式第24号その1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

（表）

<p>一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先） 静岡市長</p> <p style="text-align: center;">住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>次の一般廃棄物最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（第9条の3第11項において読み替えて準用する第9条第5項）の規定による確認を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の2の2第1項（第5条の10の2の2第1項）の規定により申請します。</p>	
設置の場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可（届出） 年 月 日  第 号
埋め立てた水銀処理物の数量（ $m^3$ ）	
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	
埋立処分終了年月日	

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
覆いの厚さ、材料及び強度	
一般廃棄物又は外周仕切設備に講じた措置の内容	
<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。</li><li>2 覆いとは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいう。</li><li>3 一般廃棄物又は外周仕切設備に講じた措置とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置をいう。</li><li>4 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印すること。</li></ol>	

様式第38号を次のように改める。

様式第38号（第29条関係）

特定不利益処分を受けていない旨の誓約書

（宛先）静岡市長

私（当社）は、 年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所  
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
申請者 氏 名  
（法人にあっては名称及び代表者の氏名） ㊞  
電話番号

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3又は第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2又は第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項）
- ⑨2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る認定の取消し（法第12条の7第10号）

（注）申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印すること。

様式第38号の次に次の2様式を加える。



産業廃棄物処分業等事業計画概要書

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

(特別管理) 産業廃棄物 の種類	処分方法	処分量 (t/月 又は m <sup>3</sup> /月)	備 考				
			性 状	予定排出事業 場の名称及び 所在地	予定収集運搬者 の名称及び所在 地	処 分 後 の 処 理 方 法	

(注) 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

第2面

3. 中間処理施設の概要	
処 理 施 設 の 種 類	
施 設 場 所	
設 置 年 月 日	
設 置 許 可 年 月 日 及 び 設 置 許 可 番 号	
廃棄物の種類 (処理能力)	$m^3/日 ( ) 時間$ $t/日 ( ) 時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
処 理 施 設 の 処 理 方 式 及 び 設 備 の 概 要  *保管施設 (設置場所、廃棄物の種類、面積、容量、保管方法など) の概要を含む。	
環 境 保 全 設 備 の 概 要	

第3面

4. 最終処分場の概要													
最終処分場の種類及び名称	( 遮断型 管理型 安定型 )												
施 設 場 所													
設 置 年 月 日													
設 置 許 可 年 月 日 及 び 設 置 許 可 番 号													
最 終 処 分 場 の 規 模 等	<table> <tr> <td>全体面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>埋立面積</td> <td>m<sup>2</sup> (残面積</td> <td>m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>埋立容量</td> <td>m<sup>3</sup> (残容量</td> <td>m<sup>3</sup>)</td> </tr> <tr> <td>埋立容量のうち、 産業廃棄物容量</td> <td>m<sup>3</sup> (残容量</td> <td>m<sup>3</sup>)</td> </tr> </table>	全体面積	m <sup>2</sup>		埋立面積	m <sup>2</sup> (残面積	m <sup>2</sup> )	埋立容量	m <sup>3</sup> (残容量	m <sup>3</sup> )	埋立容量のうち、 産業廃棄物容量	m <sup>3</sup> (残容量	m <sup>3</sup> )
全体面積	m <sup>2</sup>												
埋立面積	m <sup>2</sup> (残面積	m <sup>2</sup> )											
埋立容量	m <sup>3</sup> (残容量	m <sup>3</sup> )											
埋立容量のうち、 産業廃棄物容量	m <sup>3</sup> (残容量	m <sup>3</sup> )											
埋立対象廃棄物の種類													
構造及び設備の概要													
放流水の水質等													
その他環境保全対策													



6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

様式第38号の3 (第31条関係)

処分後の産業廃棄物等処理方法書	
処分後の 産業廃棄物の種類	
発生量 (t/月又はm <sup>3</sup> /月)	
処理方法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名)
	<p style="text-align: center;">埋立処分      海洋投入処分      中間処理      売却</p> <p style="text-align: center;">中間処理、売却の場合は、具体的な方法</p>
(注) 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

様式第39号中「第30条関係」を「第32条関係」に、「産業廃棄物処理業等資金総括調書」を「産業廃棄物処分業資金総括調書」に、

「

(収集運搬車両)	
(積替保管施設)	
(処理施設)	

を

」

「

処分施設	

に

」

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第39号の2（第33条関係）

産業廃棄物処理施設等資金総括調書		
内 訳	金額（千円）	
事業の開始に要する 資金の総額		
土 地		
事 務 所		
処 理 施 設		
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	（借入先名）	
	そ の 他	
	増 資	
（注）内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		



様式第40号中「第31条関係」を「第34条関係」に、「資産調書」を「資産に関する調書」に改める。

様式第41号中「第32条関係」を「第35条関係」に、「までに掲げる者でない」を「に該当しない者である」に改める。

様式第42号から様式第45号までを次のように改める。

様式第42号から様式第45号まで 削除

様式第60号中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。